令和８年度墨田区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）
補助金の申請に関するＱ＆Ａ

令和８年１１月６日時点

＊本事業の概要はコンテンツ本文をご覧ください。
＊赤字（青字）部分が今回の変更点です。
＊詳細はコールセンター（電話０１２０－２１２－１１５）へお問い合わせください。

	項目	質問	回答
1	対象者	申請対象者に条件はありますか。	申請者（保護者）の住民登録が墨田区にあり、日ごろ対象児童の保育をしている方です。
2	対象者	子どもが保育園や幼稚園に入園していても申請できますか。	保育園や幼稚園などに在籍していても申請可能です。
3	対象者	保育の必要性の認定を受けていませんが、申請できますか。	保育の必要性の有無に関わらず、児童が対象年齢であれば申請可能です。
4	対象者	育児休業中や在宅勤務の場合でも対象になりますか。	保護者の就労状況に関わらず申請可能です。
5	対象者	墨田区民ですが、区外の実家に里帰りする場合、申請できますか。	日頃、対象児童を保育する保護者の住民登録が墨田区にあることが要件なので、利用する場所に制限はありません。東京都のベビーシッター認定事業者（Ｎｏ．３５参照）に、対象となるベビーシッターを派遣できるか事前にご確認ください。 なお、交通費は補助対象外のためご注意ください（Ｎｏ．２６参照）。
6	対象者	区外在住ですが、墨田区の実家に里帰りする場合、申請できますか。	日頃、対象児童を保育する保護者が住民登録が墨田区にあることが要件なので、住民票が墨田区にない場合は補助対象外です。
7	対象者	自宅以外の場所で保育を依頼した場合、申請できますか。	原則として自宅での利用を想定していますが、利用予定のベビーシッター認定事業者（Ｎｏ．３５参照）が対応可能であれば自宅以外の場所でも申請可能です。 ただし、それに伴うオプション料金（施設利用料や交通費等）は補助対象外のためご注意ください（Ｎｏ．２６参照）。
8	対象者	年度の途中で墨田区外に転出した場合、申請できますか。	他の区市町村へ転入届を提出した際の異動日の前日（届出日ではありません）までの利用分が申請対象です。そのため、利用後に墨田区外に転居した場合でも利用日の属する年度内であれば申請可能です。 なお、申請する際の申請者住所は、現住所（交付決定通知等の送付先）をご記入いただき、別欄に利用日時点の墨田区内の住所をご記入ください。 ＊転出を予定している場合の申請内容については、申請前にコールセンター及び転出先の自治体にご確認ください（申請後に転出が分かった場合、いずれの自治体からも補助金が交付されない場合があります）。
9	対象者	年度の途中から墨田区に転入した場合、申請できますか。	墨田区へ転入届を提出した際の異動日（届出日ではありません）以降の利用分から申請可能です。 ＊転入を予定している場合の申請内容については、申請前にコールセンター及び現在お住まいの自治体にご確認ください（申請後に転入が分かった場合、いずれの自治体からも補助金が交付されない場合があります）。
10	対象者	対象となる子どもの年齢は何歳までですか。	０歳から９歳に達する年度の末日まで（小学校３年生まで）です。 障害児の場合、１２歳に達する年度の末日まで（小学６年生まで）です。
11	対象者	病児・病後児保育の場合でも申請できますか。	東京都のベビーシッター認定事業者（Ｎｏ．３５参照）が対応可能であれば申請可能です。
12	対象者	子どもが感染症などの病気の場合でも申請できますか。	東京都のベビーシッター認定事業者（Ｎｏ．３５参照）が対応可能であれば申請可能です。
13	対象者	障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもの場合でも申請できますか。	東京都のベビーシッター認定事業者（Ｎｏ．３５参照）が対応可能であれば申請可能です。
14	対象者	申請に際し、所得制限はありますか。	所得制限はありません。
15	申請期間	申請できる利用期間はいつからいつまでですか。	令和８年度は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの利用分が申請可能です。
16	補助上限時間	年何時間まで申請できますか。	同一年度あたりの補助上限時間は、子ども１人当たり１４４時間です。 障害児、ひとり親家庭、多胎児の場合、児童１人当たり２８８時間です。 月あたりの利用上限はありません。 ＊障害児、ひとり親家庭の場合の提出書類はＮｏ．７０または７１参照
17	補助上限時間	利用時間数が補助上限時間数に満たない場合、次の年度に繰り越すことはできますか。	同一年度内の補助上限時間を定めているため、繰り越しはできません。

令和８年度墨田区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）
補助金の申請に関するＱ＆Ａ

令和８年１１月６日時点

＊本事業の概要はコンテンツ本文をご覧ください。
＊赤字（青字）部分が今回の変更点です。
＊詳細はコールセンター（電話０１２０－２１２－１１５）へお問い合わせください。

	項目	質問	回答
18	補助上限時間	転入前の自治体で同じ事業を利用していた場合、申請はできますか。	前の自治体での利用時間と墨田区での利用時間が、同一年度内の補助上限時間を超えない範囲で申請可能です。 （例）前の自治体で１００時間利用した場合、墨田区では４４時間（障害児、ひとり親家庭、多胎児の場合は１８８時間）まで利用可能。 ＊墨田区から転入前の自治体へ利用状況を照会する場合がありますので、予めご了承ください。
19	利用内容	どのような理由でベビーシッターを利用した場合に申請できますか。	保護者の残業、病気、リフレッシュ、冠婚葬祭、学校行事、社会参加、サークル活動、趣味の時間など幅広い理由で利用できます。また、ベビーシッターを利用した共同保育（Ｎｏ．２１参照）を必要とする場合も申請可能です。
20	利用内容	対象となるベビーシッター利用時間は何時から何時までですか。 土曜日・日曜日・祝日・休日も対象ですか。	利用予定のベビーシッター認定事業者（Ｎｏ．３５参照）が対応可能であれば、利用時間帯や利用日の制限はありません。２４時間３６５日申請対象です。
21	利用内容	共同保育とは何ですか。	ベビーシッターと保護者が一緒に保育し、子育ての相談に乗ったり、子育ての不安解消を図ったりするものです。保護者が契約において同意していること、保護者が常に保育に関わっていることが必要です。なお、保護者が ・家事を行っているとき ・在宅勤務時間中 などは、保護者が保育に関わっていないため共同保育には当たりません。 ＊共同保育を行わない事業者もあるため、ご利用前に必ずベビーシッター認定事業者（Ｎｏ．３５参照）にご確認ください。
22 10/21 変更	利用内容	未就学児２人の保育を依頼した場合、同数のベビーシッターを利用する必要がありますか。	保育時の事故等の防止の観点から、原則、未就学児２人に対し、ベビーシッター２人の派遣（未就学児の人数＝ベビーシッターの人数）が必要です。 ただし、以下の場合はベビーシッター１人でも申請可能です。 【保護者が不在の場合（令和８年１０月１日以降の利用分から適用）】 次の条件全てを満たすことが必要です。 １　対象児童が兄弟姉妹２人までで、いずれも１歳以上（０歳は不可） ２　ベビーシッターが有資格者（保育士または看護師）であること ３　保育場所が児童の自宅であること ４　保護者が契約において書面で同意していること ５　ベビーシッター認定事業者（Ｎｏ．３５参照）が実施に同意していること ＊５の各事業者の対応可否については、必ず利用前に各事業者へご確認ください。なお、東京都福祉局のホームページでは対応可能事業者を掲載しています。 【保護者が在宅の場合】 保護者と共同保育を行う場合（Ｎｏ．２１参照） ＊いずれの場合も、「申請書」「請求書」及び「利用内訳表」は児童ごとに作成し、提出してください。
23 10/21 変更	利用内容	ベビーシッター１人が未就学児２人を保育する場合、申請できますか。	Ｎｏ．２２参照
24 10/21 変更 11/6 追記	利用内容	未就学児１人、小学２年生１人の保育を依頼した場合、２人のベビーシッターを利用する必要がありますか。	保護者の方が同意し、ベビーシッター認定事業者（Ｎｏ．３５参照）が対応可能であれば、ベビーシッター１人でも兄弟姉妹の保育が可能です。必ず利用前に認定事業者へお問い合わせください。 ベビーシッターの最低必要人数（例） 未就学児１人、小学２年生１人　→　ベビーシッター１人 小学１年生１人、小学３年生１人　→　ベビーシッター１人 未就学児２人、小学２年生１人　→　ベビーシッター２人（＊） ＊１０月１日利用分から、未就学児２人がともに１歳以上でＮｏ．２２の条件を満たす場合、ベビーシッター１人による保育も補助対象とします。

令和８年度墨田区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）
補助金の申請に関するＱ＆Ａ

令和８年１１月６日時点

＊本事業の概要はコンテンツ本文をご覧ください。
＊赤字（青字）部分が今回の変更点です。
＊詳細はコールセンター（電話０１２０－２１２－１１５）へお問い合わせください。

	項目	質問	回答
25	対象料金	補助対象の料金は、具体的にどのようなものですか。	利用したベビーシッター認定事業者に支払った金額のうち、純然たる保育サービス提供対価（保育料や一般的な保育サービスに付随する加算料金）が対象で、具体的には以下のとおりです。 ・月会費（月会費に保育料が含まれ、利用があった月等） ・土・日曜日、祝日加算 ・早朝、夜間等加算 ・シーズン加算（年末年始、ＧＷ、お盆等） ・延長料金 ・病児、病後児加算 ・多胎児加算 ・短時間割増 ・年齢加算（０歳児等） ・送迎（保育を伴う場合のみ） ・沐浴加算
26	対象料金	補助対象外の料金は、具体的にどのようなものですか。	補助対象外の料金は以下のとおりです。 ・入会金 ・月会費（利用なし） ・申込金 ・交通費 ・キャンセル料 ・保険料 ・おむつ代等の実費 ・クーポン等利用分 ・家事支援（料理・洗濯等）利用分 ・教育（宿題をみる、絵を教える等）の実施によるオプション ・送迎のみ ・遠方訪問による加算 ・事前面談料金 ・予約料金（直前予約・時間変更による加算を含む） ・産後ケア など
27	対象料金	消費税は補助対象ですか。	補助対象となる料金（Ｎｏ．２５参照）にかかる消費税のみ対象です。 入会金など対象外の経費にかかる消費税は対象外です。
28	対象料金	「保育を伴う送迎」とはどういうものですか。	ベビーシッターが対象児童を伴って保育園や自宅等に送迎するもので、その送迎の直前または直後に対象児童の保育をする必要があります。 ＊送迎のみの場合は対象外です ＊送迎の可否については利用するベビーシッター認定事業者（Ｎｏ．３５参照）へお問い合わせください
29	対象料金	ベビーシッターが保育園に迎えに行き、保護者が帰宅するまで自宅で保育を依頼した場合、申請できますか。	ベビーシッターが保育園から対象児童と一緒に帰宅し、そのまま自宅で保育をした時間帯は申請可能です。ただし、ベビーシッターが１人で保育園に児童をお迎えに行く時間は対象外です（児童の保育を伴っていないため）。
30	対象料金	利用したベビーシッター事業者の月会費に利用料金が含まれている場合、申請できますか。	月会費に利用料金が含まれている場合、実際に保育サービスを利用した月については月会費も補助の対象になります。領収書（利用月の月会費を含むもの及び利用月の保育料を含むもの）と明細書等（利用日の明細を含むもの）をご提出ください。 利用が無い月については補助対象となりません。
31	対象料金	同じ月に日中利用と夜間利用をした場合、補助対象時間と補助上限額はどのようになりますか。 （例）ひと月の日中利用の合計時間が５時間３０分、夜間利用の合計時間が４時間４０分の場合	補助対象時間・補助上限額は、１か月ごとに、利用区分（日中または夜間）ごとの合計により算出します。また、各利用区分の合計時間に生じた１時間未満の端数の取り扱いは以下のとおりです。 ・各利用区分の端数の合計が１時間未満の場合 　いずれも切り捨て ・各利用区分の端数の合計が１時間以上の場合 　端数の合計時間に対する割合が大きい区分に１時間を加える 　（端数の割合が同じ場合、夜間に１時間を加える） 左記の例の場合、補助対象時間は ①日中：５時間 ②夜間：４時間 ③端数分：合計時間が１時間（３０分＋４０分）を超え、かつ夜間の方の割合が大きいため、夜間に１時間加える 補助上限額は ①日中　＠２，５００円×５時間＝１２，５００円 ②夜間　＠３，５００円×４時間＝１４，０００円 ③端数分　＠３，５００円×１時間＝３，５００円 ①＋②＋③＝３０，０００円 となります。

令和８年度墨田区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）
補助金の申請に関するＱ＆Ａ

令和８年１１月６日時点

＊本事業の概要はコンテンツ本文をご覧ください。
＊赤字（青字）部分が今回の変更点です。
＊詳細はコールセンター（電話０１２０－２１２－１１５）へお問い合わせください。

	項目	質問	回答
32	対象料金	午前６時から午後１０時までベビーシッターを利用したところ、事業者から午後６時から午後１０時の利用料金を「夜間料金」で請求されました。この場合、午後６時～午後１０時の利用分は夜間の補助上限額（１時間あたり３，５００円）を上限に申請できますか。	本事業で夜間の利用区分の単価（３，５００円）が適用される利用時間は午後１０時から午前７時までです。 そのため、左記の場合、日中利用の補助上限額（１時間あたり２，５００円）を上限に申請可能です。
33	対象料金	クーポンやポイント利用、会社の福利厚生等でベビーシッター利用料金の割引を受けた場合、申請できますか。	クーポン・ポイント利用、福利厚生の内容など割引を受けたことが分かる書類を申請時に添付してください（利用明細書等でクーポンの金額の記載がある場合は省略できます）。 クーポン等利用時の利用料金・利用時間の取り扱いは以下のとおりです。 ・利用料金 申請時に、割引額が補助対象外経費（Ｎｏ．２６参照）に充てられたことが分かる書類の提出が無い場合、一律に補助対象利用料から差し引いて算出します。 ・利用時間　残りの補助上限時間から実際の利用時間を差し引きます（どの時間帯に充当したか明細上で確認することが困難なため） ＊現金で購入したポイント等は、購入した事実が証明できる書類等を提出することで補助対象となる場合があります。申請前に必ずコールセンター（０１２０－２１２－１１５）へお問い合わせください。 ＊申請後の補助対象額の変更はできません。クーポンを利用した日を補助金申請から除外するなど、年間の利用上限時間に影響がないように保護者自身が判断してください。
34	利用事業者	区がベビーシッターの事業者を紹介してくれるのですか。	本事業は区が特定のベビーシッター事業者を紹介する事業ではありません。 また、利用料金、会費の有無、予約の取りやすさ等は事業者により異なるため、どのベビーシッター認定事業者（Ｎｏ．３５参照）を利用するかは各社のホームページや直接お問い合わせの上、ご自身でお選びください。 なお、サービス利用によるトラブルに区は関与しません。
35	利用事業者	どのベビーシッター事業者を利用すればいいですか。	東京都福祉局のホームページ「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）」に記載の認定事業者一覧（随時更新）の中からご利用ください。
36	利用事業者	東京都のベビーシッター認定事業者と契約し、利用する際の注意点はありますか。	【契約前】 ・必ずこども家庭庁が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」をご覧ください。 ・東京都のホームページで、利用するベビーシッター事業者が東京都のベビーシッター認定事業者（Ｎｏ．３５参照）かどうかを必ず確認してください。 【契約時】 ・認定事業者に「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を必ず申し出てください（申し出の無い場合、補助金が交付されないことがあります）。 【利用時・利用後】 ・ご利用の前にベビーシッター認定事業者から「ベビーシッター要件証明書」を受け取り、利用後は「領収書」「利用明細書」を受け取ってください。
37	利用事業者	東京都のベビーシッター認定事業者を利用すれば必ず補助対象になりますか。	Ｎｏ．３５の認定事業者であっても、東京都の認定を受けたベビーシッターによる保育でない場合は補助対象外となります。必ず利用前にベビーシッター認定事業者へご確認ください。
38	利用事業者	補助対象となるベビーシッターはどのような資格・経験を持っていますか。	東京都が定める一定の要件（研修受講、保育経験等）を満たしています。 どのような要件を満たしているかはベビーシッターにより異なるため、ご利用前に東京都のベビーシッター認定事業者（Ｎｏ．３５参照）へ直接お問い合わせください。
39	申請手続き	子どもが複数いる場合、「申請書」「請求書」は複数人分をまとめて構わないですか。	児童ごとに補助上限時間があるため、児童ごとの申請をお願いします。
40	申請手続き	本事業に申請する場合、区への事前登録は必要ですか。	区への事前登録は不要です。 区ホームページで事前に利用条件等をご確認のうえ、東京都のベビーシッター認定事業者（Ｎｏ．３５参照）と契約し、ご利用・お支払いが終わった後に申請してください。 なお、電子申請の場合、初回の申請前に電子申請利用のための利用登録が必要なため、時間に余裕を持って申請してください。
41	申請手続き	申請方法を教えてください。	申請方法は、電子申請（ＬｏＧｏフォーム）または郵送申請の２通りあります。 詳細は区ホームページをご覧ください。

令和８年度墨田区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）
補助金の申請に関するＱ＆Ａ

令和８年１１月６日時点

＊本事業の概要はコンテンツ本文をご覧ください。
＊赤字（青字）部分が今回の変更点です。
＊詳細はコールセンター（電話０１２０－２１２－１１５）へお問い合わせください。

	項目	質問	回答
42	申請 手続き	電子申請と郵送申請で異なる点はどこですか。	郵送申請の場合、次のいずれかの本人確認書類の写しが必要です。 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード表面（マイナンバーの記載が無い側）、在留カード・特別永住者証明書、障害者手帳等
43	申請 手続き	郵送申請の送付先はどこですか。 墨田区役所や子育て支援総合センターへ提出できますか。	受付期限までに区の委託事業者（＊）へ郵送してください。 墨田区役所や子育て支援総合センターの窓口、郵送での受付はできません。 ＊株式会社パソナライフケア　墨田区ベビーシッター担当 〒１０７－００６２東京都港区南青山３－１－３０
44	申請 手続き	郵送申請の場合、添付した書類は返却してもらえますか。	申請時に提出した書類は返却できません。 ほかの用途に必要な場合は、申請前にコピーを取っていただくようお願いします。
45	申請 手続き	申請書類を郵送した後に、切手代が不足していたことに気付きました。どうすれば良いですか。	切手の貼り忘れ・不足分は、受理せずに返送いたしますので再度ご提出ください。 最終申請期限間際に提出される場合はご注意ください。
46	申請 手続き	申請についての注意事項について教えてください。 また申請から交付までどのくらいかかりますか。	・申請は、原則として月単位です。 ・１回の申請で複数月分の申請も可能ですが、利用内訳表は月ごとに作成してください。 ・令和８年度利用分の最終申請締切日は令和９年４月１５日（必着）です。 ・補助金の交付は、各申請期限の約１か月半～２か月後の予定です。 ・振込時期については個別にはお答えいたしかねますのでご了承ください。
47	申請 手続き	申請に必要な書類を教えてください。	以下の書類が必要です。 【保護者が作成する書類】 １　補助金交付申請書 ２　補助金交付請求書 ３　ベビーシッター利用内訳表 ＊電子申請の場合、１・２は内容をフォーム上で直接入力していただくため、エクセルなどによる作成及び提出は不要です。 【利用した事業者が発行する書類】 ４　領収書の写し ５　利用明細書（領収書に、利用日時、利用児童名、領収金額、利用料の内訳、保育を行ったベビーシッター名等の記載がある場合は省略可） ６　ベビーシッター要件証明書 ７　クーポン等を使用したことが分かる書類（クーポン等を使用した場合。領収書や利用明細書等にクーポン等の金額の記載がある場合は省略可） 【該当者のみ】 ・郵送申請の場合 氏名・現住所が確認できる本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード表面〈マイナンバーの記載が無い側〉、在留カード・特別永住者証明書、障害者手帳等）の写し ・申請者と振込口座名義が異なる場合 委任状（要押印。電子印鑑不可）が必要です。詳細は「Ｎｏ．４９」をご覧ください。 ・障害児の場合（小学４年生～小学６年生、または１４４時間を超えて申請する場合） ベビーシッター利用時に障害児であることが分かるもの（Ｎｏ．７０参照） ・ひとり親家庭の場合（１４４時間を超えて申請する場合） ベビーシッター利用時にひとり親家庭であることが分かるもの（Ｎｏ．７１参照）
48	申請 手続き	利用月が複数ある場合、「申請書」「請求書」「利用内訳表」は月ごとに作成する必要がありますか。	「申請書」と「請求書」は１枚に複数月分まとめて申請可能です。 「利用内訳表」は利用月ごとに作成をお願いします。
49	申請 手続き	「申請書」の申請者、「請求書」の申請者・振込口座名義、領収書の宛名が異なることは問題ないですか。 （旧姓の口座名義を含む）	「申請書」の申請者、「請求書」の申請者、振込口座名義、領収書の氏名は同じ方である必要があります。「申請書」「請求書」の申請者名と振込口座名義が異なる場合、委任状（＊）の提出が必要です。 なお、振り込みを希望される口座の名義が旧姓の場合、申立書（＊）を提出する必要があります。 申立書は一度提出していただければ２回目以降の申請の際は提出不要です。ただし、一度提出した申立書と別の旧姓名義の口座を指定する場合、改めて提出が必要です。 ＊委任状や申立書はホームページに参考様式があります（要押印。電子印鑑不可）。 他の提出書類（No．４７参照）と併せて以下の方法で提出してください。 ・電子申請：写真データやＰＤＦデータ等 ・郵送申請：紙ベース
50	申請 手続き	申請期限はありますか。	申請締切日は毎月１５日（土・日曜日、祝日、休日の場合は翌営業日。必着）です。 補助申請は原則、利用翌月の申請締切日までに申請してください。

令和８年度墨田区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）
補助金の申請に関するＱ＆Ａ

令和８年１１月６日時点

＊本事業の概要はコンテンツ本文をご覧ください。
＊赤字（青字）部分が今回の変更点です。
＊詳細はコールセンター（電話０１２０－２１２－１１５）へお問い合わせください。

	項目	質問	回答
51	申請手続き	利用翌月の申請締切日に間に合い合わなかった場合、申請できますか。	各月の申請期限に間に合わなかった場合でも、令和８年度利用分（令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの利用分）は最終申請締切日である令和９年４月１５日（必着）まで申請可能です。 同一年度の利用であれば複数月分をまとめて申請することも可能ですが、領収書の紛失や不足書類等により受付できない可能性があるため、適宜ご申請いただくことをおすすめします。
52	申請手続き	７月利用分を申請し、補助金の交付を受けた後に、７月利用分で申請漏れがあったことが分かりました。その分は申請できますか。	申請漏れがあった利用分のみ、改めて申請をしてください。
53	申請手続き	最終申請締切日を過ぎてしまった場合、どうすれば良いですか。 添付書類の一部が最終提出期限に間に合わない場合、どうすれば良いですか。	令和８年度利用分（令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの利用分）は最終申請締切日である令和９年４月１５日（必着）まで申請可能です。最終提出期限に間に合わない場合、いかなる理由でも申請の受け付けはできません。 なお、最終申請締切日までに「補助交付申請書」「補助交付請求書」「ベビーシッター利用内訳表」の提出があった申請については、令和９年４月下旬（予定）まで不足書類の追加提出を受け付けます。
54	申請手続き	本事業があることに知らないままベビーシッターを利用していました。補助申請をする場合、どの期間が対象になりますか。	以下の要件を全て満たせば補助対象となります。 １ 東京都のベビーシッター認定事業者（Ｎｏ．３５参照）を利用している ２ 保育を行ったベビーシッターが補助要件を満たしている ３ 利用した事業者が必要書類を発行可能 ４ 利用したお子さんが対象児童 ５ ベビーシッター利用日が令和８年４月１日から令和９年３月３１日 ６ 最終申請期限（令和９年４月１５日。必着）までに申請済み ＊１～３については、利用したベビーシッター認定事業者へお問い合わせください。 なお、１の事業者の全てのベビーシッターが補助要件を満たしているとは限らないため、必ず利用前に東京都のベビーシッター認定事業者に本事業を利用する旨を申し出てください（申し出の無い場合、補助金が交付されないことがあります）。
55	申請手続き	領収書と利用明細書が一つにまとまっている場合、提出書類として認められますか。	領収書に、①利用日時、②利用児童名、③領収金額、④利用料の内訳、⑤保育を行ったベビーシッター名など必要事項が記載されていれば、１つにまとまっていても問題ありません（領収書に明細の記載がある場合、利用明細書の添付は不要です）。
56 10/21変更	申請手続き	従事するベビーシッターが補助対象の要件を満たすかどうかを知ることはできますか。また、対象のベビーシッターはどのような資格・経験を有していますか。	従事するベビーシッターについては、利用するベビーシッター認定事業者（Ｎｏ．３５参照）へお問い合わせください。 また、補助対象となるベビーシッターは東京都が定める要件（研修受講、保育経験、資格保有など）を満たしている方になります。どのような要件を満たしているかは従事するベビーシッターにより異なるため利用する認定事業者へお問い合わせください。 なお、未就学児２人をベビーシッター１人で保育する場合、従事するベビーシッターが有資格者（保育士または看護師）である必要があります（Ｎｏ．２２・２３参照）。必ず利用前に認定事業者へお問い合わせください。
57	申請手続き	「ベビーシッター要件証明書」の交付を受けずに利用した場合、事後に交付を受ければ申請できますか。	従事したベビーシッターが利用日時点で要件を満たしている必要があります。利用したベビーシッター認定事業者から「ベビーシッター要件証明書」の交付を受け、その発行日が利用日以前の日付であることを確認してください。資格取得日の記載があり、要件が確認できる場合、利用後の発行でも申請可能です。
58	申請手続き	前回申請時と同じ内容でベビーシッターを利用した場合、改めて「ベビーシッター要件証明書」を提出する必要がありますか。	「ベビーシッター要件証明書」は、前回申請時に提出済みの場合でも申請ごとに提出してください。
59	申請手続き	「ベビーシッター要件証明書」は、利用したベビーシッター全員分必要ですか。	異なるベビーシッターを利用した場合、全員分の「ベビーシッター要件証明書」が必要です。
60	申請手続き	１回の申請で同じベビーシッターを利用した場合「ベビーシッター要件証明書」は何枚必要ですか。	１回の申請で同じベビーシッターを複数回利用した場合、「ベビーシッター要件証明書」はベビーシッター１人につき１枚で構いません。 なお、ベビーシッターごとの要件証明書の発行日が、申請するすべての利用日以前の日付であることをご確認ください。
61	その他	申請から補助金の交付までどのくらいかかりますか。	補助金の交付時期は、申請内容に不備等が無い場合、各申請期限の約１か月半～２か月後を予定しています。年末年始、大型連休及び年度末はさらにお時間を頂く可能性があるのでご了承ください。 なお、振込時期については個別ではお答えいたしかねますのでご了承ください。
62	その他	残りの申請可能時間数を教えてください。 過去の申請内容を教えてください。	コールセンター（０１２０－２１２－１１５）へお問い合わせください。

令和８年度墨田区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）
補助金の申請に関するＱ＆Ａ

令和８年１１月６日時点

＊本事業の概要はコンテンツ本文をご覧ください。
＊赤字（青字）部分が今回の変更点です。
＊詳細はコールセンター（電話０１２０－２１２－１１５）へお問い合わせください。

	項目	質問	回答
63	その他	申請時の金額と交付決定額が異なる理由を教えてください。	審査の際に利用明細書等を確認した結果、補助対象経費の算定に変更が生じる場合があります。詳細はコールセンター（０１２０－２１２－１１５）へお問い合わせください。
64	その他	交付された補助金は所得税等の課税対象となりますか。	令和３年度の税制改正により、令和３年１月１日以降の一時預かり利用支援の補助金は非課税対象となりました。
65	その他	この事業はいつまで継続予定ですか。令和９年度以降も実施する予定ですか。	令和９年３月３１日までです。 本事業は東京都の制度を活用しているため、今後、都の制度が見直された場合、事業の変更等が生じる場合があります。令和９年度以降の実施や実施内容については区ホームページでお知らせします。
66	対象料金	きょうだいで利用した時の申請方法を教えてください。	利用明細や領収書等で児童１人１人の金額が確認できない場合、「補助対象経費の合算額÷利用児童数」で算出してください。 また、「保育料」「２人目以降の追加料金（オプション料金）」が明記されている場合、以下のとおり算出してください。 【利用人数が２人の場合】 １人目を保育料、もう１人は追加料金を保育料として申請してください。 【利用人数が３人以上の場合】 ２人目以降の追加料金が合算で記載されている場合、１人目を保育料、２人目以降の金額は「追加料金の合算額を２人目以降の児童数で割った金額」をそれぞれの保育料として申請してください。 （例）１人分の保育料１０，０００円、３人預かる場合の追加料金１２，０００円 １人目の申請額：１０，０００円 ２・３人目の申請額：各６，０００円（１２，０００円÷２人） ＊対象児童と対象外児童の組み合わせの場合、保育料は対象児童分のみを算出し、申請してください。
67	補助上限時間	年度の途中で婚姻によりひとり親家庭でなくなった場合、年間の補助上限時間はどうなりますか。	婚姻の日が属する月の末日の利用分まで、補助上限時間は２８８時間とします。 （例）４月１５日に婚姻した場合 ４月３０日利用分まで：上限２８８時間、５月１日利用分から：上限１４４時間
68	補助上限時間	年度の途中で婚姻によりひとり親家庭でなくなり、既に交付決定時間の合計が２００時間だった場合、補助上限時間１４４時間を超えた５６時間分の補助金は返還する必要がありますか。	年度の途中でひとり親家庭でなくなった場合の考え方はＮｏ．６７のとおりです。 また、婚姻の日が属する月の利用分までの交付決定時間が１４４時間を超えていた場合、超えた分の補助金を返還する必要はありません。 ただし、既に補助上限時間１４４時間を超えて交付決定がされているため、婚姻日の翌月以降の利用分については、令和８年度における補助金交付申請はできません。 （例）１１月２２日に婚姻し、既に２００時間利用している場合 １１月３０日利用分まで：上限２８８時間、１２月１日利用分から：上限１４４時間 この場合、既に２００時間（１４４時間以上）利用しているため、１２月１日以降の利用分については補助金交付申請はできません。
69	補助上限時間	年度の途中からひとり親家庭になった場合、その日から補助上限時間は２８８時間になりますか。	年度の途中でひとり親家庭になった場合、補助上限時間は翌月の利用分から２８８時間となります（ひとり親家庭になった月の利用分までは１４４時間なのでご注意ください）。 （例）１１月２２日にひとり親家庭となった場合 １１月３０日利用分まで：上限１４４時間、１２月１日利用分から：上限２８８時間 １１月２２日時点で既に１４４時間の交付決定をしている場合、１１月２２日から１１月３０日までの利用分は補助対象外となります。
70	申請手続き	障害児の場合、申請に必要な書類を教えてください。	障害児で、「小学４年生～小学６年生」または「１４４時間を超えて申請する」場合、ベビーシッター利用時に障害児であることが分かるものとして、以下のいずれかの写しをご提出ください。 ・身体障害者手帳 ・療育手帳（愛の手帳） ・精神障害者保健福祉手帳 ・通所受給者証 ・特別児童扶養手当受給証明書 ＊手帳（書類）の名称と児童氏名が確認できるページの写しをご提出ください。
71	申請手続き	ひとり親家庭の場合、申請に必要な書類を教えてください。	ひとり親家庭で１４４時間を超えて申請する場合、ベビーシッター利用時にひとり親家庭であることが分かるものとして、以下のいずれかの写しをご提出ください。 ・児童扶養手当証書 ・児童扶養手当認定通知書 ・児童育成手当認定通知書 ・ひとり親家庭等医療証 ・戸籍謄本 ＊書類の名称と児童氏名が確認できるページの写しをご提出ください。